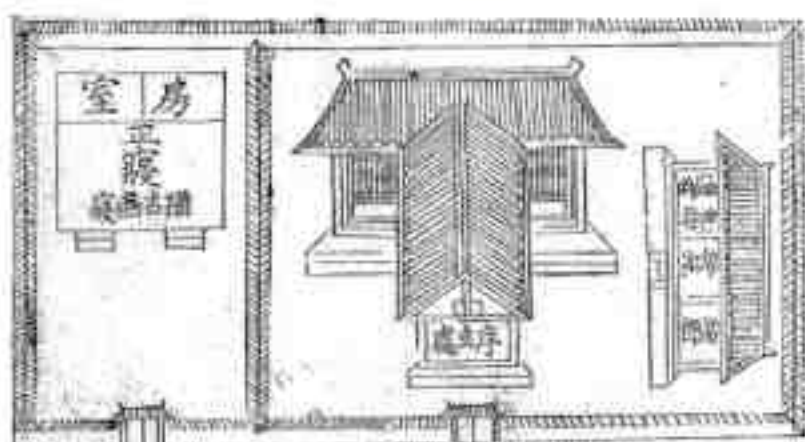


家礼その1～通礼

【この篇に記しているのは、すべていおゆる「それぞれの家がみだんの生活に用いるべきといった日常の礼」であり、一日として修めないわけにはいかないものです】。

第1章 祠堂＝祖先を祭る場所。【この章は、もともと祭礼篇と一つになっていました。今、「天地や先祖を祭り、天地や先祖に感謝する心」と「祖先を尊び、一族を敬う思い」によって、「それぞれの家の義務という守るべきこと」を確実なものとし、「世の中を治める仕事を始めて、それを後世に伝えていくための手段」の根本となるものであるの

ので、特にこれを記して篇の始まりに置き、これを見る人に「先ず其の大なるものを立てる（まず根本的なことがらをおさえる）方法」を知らせ、かくして後の篇に出てくる周旋の仕方、昇降の仕方、出入の仕方、向背の仕方といった複雑で多様なことがらも、基本から考えられるようにしました。しかしながら、昔の廟制（廟の制度や制式）は経典（文献）に見られませんし、そのうえ今の土



祠堂の全体像（西に正寝があり、東に祠堂があります。ちなみに序事（庭先）は、正寝（表座敷）のほうになります）



三間の場合の祠堂

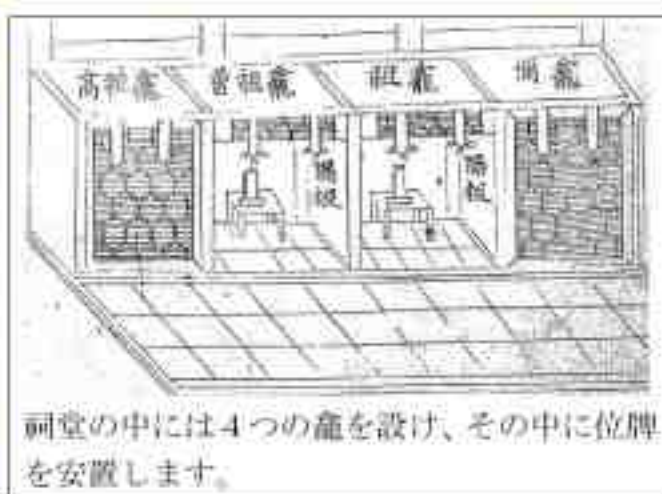


一間の場合の祠堂

や庶民といった地位の低い人たちも実践したくても実践できないものがあります。ですから、特に「祠堂」というタイトルをつけ、しかもそのルールを決めるときも世間一般で使用されている身近な礼法を多く用いました。

君子が宮室を営むときは、まず祠堂を正寝（表座敷）の東に立てます。〔祠堂の制式は、三間です。外には中門をつくり、中門の外には二つの階（階段）をつくり、全部で三段です。東の階は「阼階」と言い、西の階は「西階」と言います。階の下は土地の広さに応じて屋根をつくって土地を覆い、家の人たちが入って整列できるようにします。さらに「遺書・衣物・祭器を収納する倉庫」と「神厨（お供え物の酒食を調理する台所）」をその東につくり、周垣（周りを囲む垣根）をめぐらし、別に外門をつくり、つねに戸を立てて閉ざしておきます。もし家が貧しく、土地が狭いなら、一間をつくるにとどめ、倉庫と神厨を立てないで、東西の壁の下に二つの櫃（収納用の箱や棚）を置いたり立てたりし、西には遺書と衣物を収納し、東には祭器を収納するというようにしてもかまいません。正寝とは、前堂（前面にある座敷や御殿）のことを言います。土地が狭ければ、廊下（屋敷の庭）の東に場所を定めてもかまいません。およそ祠堂がある家は、宗子（一族の代表者・本家の長）が代々にわたって祠堂を守り、分家をしてはいけません。およそ屋根の制式は、どちらを向き、どちらを背にしてもかまいません。ただ前が南となり、後が北となり、左が東となり、右が西となるようにします。後はすべてこれを手本とします〕。

四つの龕（位牌を安置する扉のついた箱やスペース）をつくって、そうやって先祖の位牌を大事に祭ります。〔祠堂の中は、建物を構成する横棟のうち、北に近い一つの横棟のところに四つの龕をつくり、龕ごとにその中に一つの台を置きます。「大宗＝一族の開祖の後継者」と「高祖の小宗＝一族の開祖の子どもたちのなかで、後継者とならなかった子どもたちの後継者」と言うのと、高祖（一族の開祖・祖父の祖父）の位牌は西に置き、曾祖（祖父の父）の位牌は高祖の次に置き、祖（祖父）の位牌は曾祖の次に置き、父の位牌は祖の次に置きます（つまり西から順に龕に入れていきます）。（訳注：子孫のなかで、後継者となっている者の家系の代表者のことを大宗と言い、それ以外の者の家系の代表者のことを小宗と言います。たとえば、一族の開祖に長男、次男、三男の三人の子どもがいた場合、長男が大宗となり、次男と三

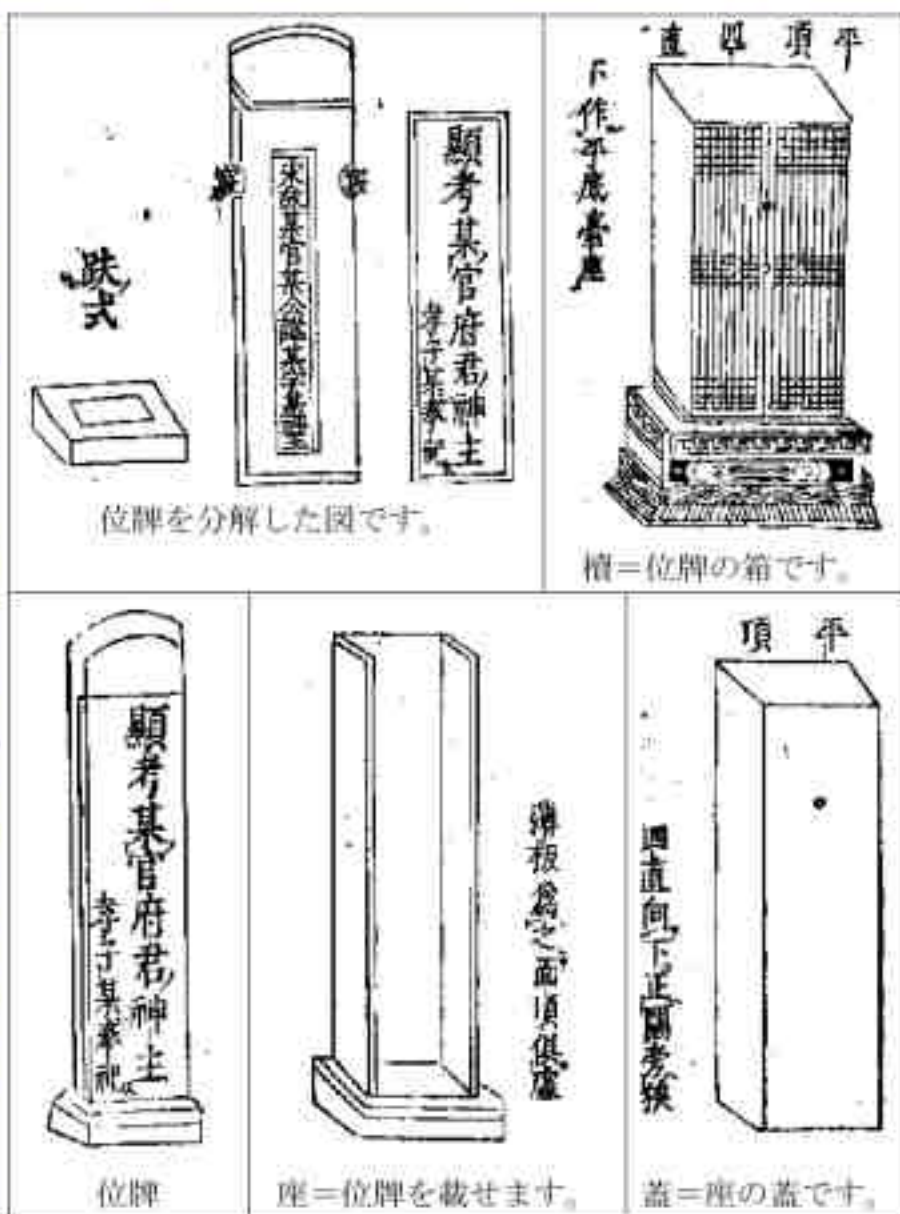


祠堂の中には4つの龕を設け、その中に位牌を安置します。

男は小宗となります)。曾祖につながる小宗はと言うと、あえて高祖をまつらないで、西にある龕の一つを空にしておきます。祖につながる小宗はと言うと、あえて高祖をまつらないで、西にある龕の二つを空にしておきます。祖（父）につながる小宗はと言うと、あえて祖をまつらないで、西にある龕の三つを空にしておきます。もし大宗が代を重ねておらず、高祖までの先祖がそろっていないときには、西にある龕から順番に空にしておき、小宗の制度と同じようにします。(訳注：たとえば、自分が

開祖から見て三代目なら、自分から見て高祖と曾祖は存在しないので、西の二つの龕を空にしておきます)。神主(位牌)は、すべて櫃(箱)に収蔵し、台の上に置き、南に向けます。龕の外にはそれぞれ小さな扉を垂らし、扉の外には

香炉を置くための台を設け、その上に香炉を置きます。二つの階の間にも香炉を置く台を設けて、同じように香炉を置きます。正妻が出産したわけではない長男はと言うと、あえてその父を祭りません。もし正妻が出産した長男と同居しているときには、死んでから後にその子孫が私室に祠堂をつくって立て、なおかつどこでもよいので臨時の場所に代を重ねて龕をつくります。その家を出て、別に家を建てて



位牌を分解した図です。

櫃=位牌の箱です。

位牌

座=位牌を載せます。

蓋=座の蓋です。

住むようになったなら、祠堂や龕の制式に従ったものを準備します。もし生まれたときから別居しているときには、あらかじめそこに書斎となる建物をつくって住み、祠堂の制式にかなったものにしておき、死んだときには書斎を祠堂とします。主な方式は、「葬礼」篇の「治葬」章に見えます。

傍親（傍系の親族）で、後継者がいない者は、それを戻して一緒に祭ります。[祖父母の兄弟姉妹は、高祖と一緒に祭ります。伯父、叔父、伯母、叔母は、曾祖と一緒に祭ります。妻、従兄弟、従兄弟の妻は、祖と一緒に祭ります。子、兄弟の子は、父と一緒に祭ります。すべて位牌を西に向けます。主櫃（神主を収納した箱）は正位（正式にまつられている位牌）のように並べます。兄弟の子の父が自分で祠堂を立てたときには、兄弟の位牌をそこに移して任せます。程子は言っています。「無服の瘍（7歳までの幼少の死者）は、祭りません。下臈（8～11歳の死者）の祭りは、父母がまつって終わりです。中臈（12～15歳の死者）の祭りは、兄弟の代で終わりです。長臈（16～19歳の死者）の祭りは、兄弟の子の代で終わりです。成人して後継ぎがない人は、その祭りは兄弟の孫の代で終りです。以上はすべて義によって始まったものです」]。

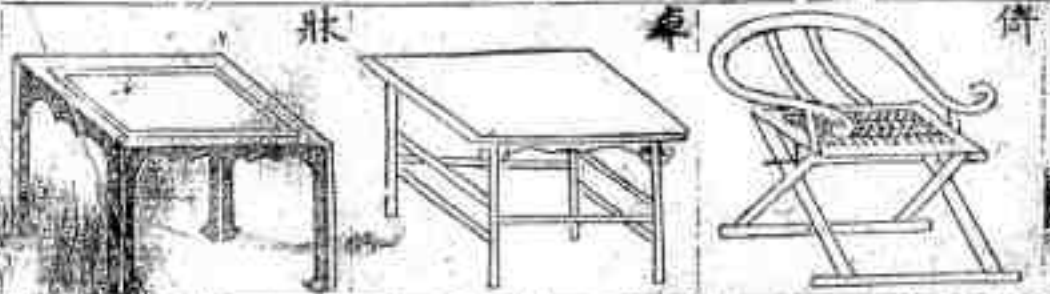
祭田を置きます。[初めて祠堂を立てたときには、田を計測し、龕ごとに田の20分の1を取ってそれを祭田とし、親族としての関係が終わったときにはそれを墓田（墓地）とします。その後、およそ正位と一緒に祭る人は、すべてこれを手本とします。宗子（一族の代表者）がこれをつかさどって、そうして祭田を提供します。大昔、最初に祭田を置いていないときには、墓を合わせ、子孫の田に下し、計算してこれを分割し、すべて約束を決め、役所に従い、その土地を担保にして借金できませんでした]。

祭器をととのえます。[牀（細長い台）、席（敷物）、倚（イス）、卓（台）、盥盆（桶や皿）、火爐（コンロ）、酒食の器は、必要な数量になるようにして、すべて倉庫の中に収納して施錠し、他の用途に使えないようにします。倉庫がないときには、箱の中に収納します。収納できないものは、外門の内側に並べます]。

主人は、大門の内側で晨謁（朝早く謁見すること）をします。[主人は、宗子（一族の代表者）を言い、その祠堂の祭りをつかさどる人です。晨謁（朝早く謁見すること）とは、正装をし、お香を焚き、二度おじぎすることです]。

出入は、必ず告げます。[主人や主婦は、近くに出るときには、大門に入り、贈礼（礼拝）して、行って帰ってきたときも、このようにします。外泊して帰るときには、お香を焚き、二度おじぎします。遠くに出て、10日以上になるときは、二度おじぎし、お香を焚き、「私は、どこどこに行きますので、報告したいと思います」と告げて言って、さらに二度おじぎします。そして、行って帰ってきたときも、これと同じようにしますが、ただし「私は、今日、どこ

祭器圖



高五寸
臨祭以紙書
文粘於其上
而置酒注卓
上請舉置有
案上香爐柱



右祭器圖昔年侍宅
君赴京時得於中園
諸盡平者倚子林中
香爐盤大盤环玳盒
香合茶合 盤制并同盒
大合制同束茅及籠
酒注盃盤碗標匙筋
酒瓶鬚及祭盃盃及
燈火爐是已环玳祝
板茶筴及托推以已
意者也其餘筒桶酒
尊釜萬帳巾及祭并
見上三代器用圖中

祭祀の道具は、このようなものがあります。

どこより帰ってきましたので、伺いたいと思います」と告げて言います。一か
月をこえて帰ってくるときには、中門を開き、階の下に立ち、二度おじぎしま
す。それから、昨階より登り、お香を焚き、告げます。それが終われば、も
との位置に戻り、二度おじぎします。その他の人もそうしますが、ただ中門を開
きません。およそ主婦とは、主人の妻を言います。およそ昇降は、ただ主人が
昨階からするだけで、主婦とその他の人は、たとえ目上の人であっても、西階
からします。およそおじぎは、男子が二度するときには、婦人は四度します。
これを「挨拶」と言います。その男女がお互いにおじぎするときも同じにし

家衆叙立之圖

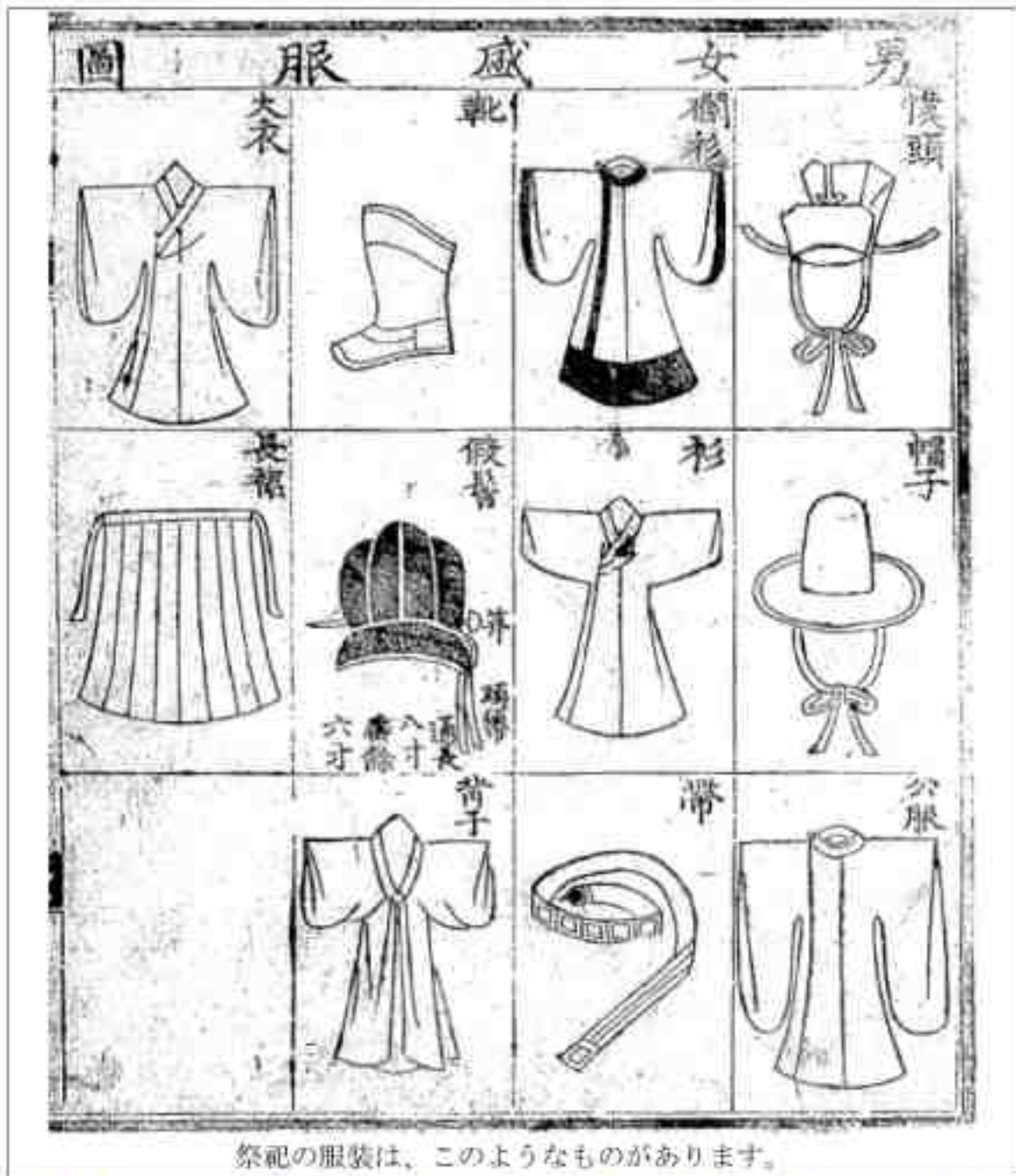
考祖會高

並び方

祠堂時節陳設之圖

祭り方

正至と朔望になると、参拝します。[正至は、朔望（一日と十五日）前の一日です。掃除し、身を清めて一夜をすごします。厥明（一日の夜明け）は朝早くに起床し、門を開き、簾をまきあげます。龜ごとに台の上の一枚の大皿のうえに新しい果物を用意します。決められた位置ごとに茶盞（茶杯）と托酒盞（酒杯）をそれぞれ一つずつ神主（位牌）を収納した櫃（箱）の前に起きます。茅を束ねたものと砂を集めたものを用意し、香炉を置く卓（台）の前に置きます。別に一つの卓（台）を階階の上に用意し、酒の注いだ盞盤（杯と皿）一つをその上に置き、酒一瓶はその西に置きます。盥盆（桶や皿）と梘巾（手ぬぐいやフキン）それぞれ二つは、階階の下の東南に置きます。台座に柵のあるものは西にあって、主人と親族の手洗い場所になり、柵のないものは東にあって、執事の手洗い場所になります。巾（フキン）はすべて北にあります。主人以下全員は、きれいに着飾って門を入り、決められた位置につきます。主人は階階の下で北に向き、主婦は西階の下で北に向きます。主人に母がいるときには、とくに主婦の前に位置します。主人に諸父（父の兄弟たち）と諸兄（兄たち）が



いるときには、とくに主人の右側の少し前に位置します。二列にならんで、西が上となります。諸母（父の姉妹たち、父の側室たち）、姑、嫂、姉がいるときには、とくに主婦の左側の少し前に位置します。二列にならんで、東が上となります。諸弟（弟たち）は、主人の右側の少し後方におります。子孫（男子）、外執事は、主人の後方におります。二列にならんで、西が上となります。主人の弟の妻と諸妹（妹たち）は、主婦の左側の少し後方におります。子孫の婦女、内執事は、主婦の後方におります。二列にならんで、東が上となります。立ち位置が定まったら、主人は、手を洗い、手をぬぐい、上に登り、笏をさしはさ

み、櫃（箱）を開き、諸考（亡くなった父たち）の神主（位牌）をささげ持って櫃（箱）の前に置きます。主婦は、手を洗い、手をぬぐい、上に登り、諸妣（亡くなった母たち）の神主（位牌）をささげ持って櫃（箱）の前に置きます。次に一緒にまつている神主（位牌）を出しますが、これも同じようにします。最初に生まれた男子、成人した長女もしくは最初に生まれた女子に命じ、手を洗わせ、手をぬぐわせ、上に登らせ、一緒にまつてある神主（位牌）のうち、下位の者の位牌を分けて取り出させますが、これも同じようにします。すべて終われば、主婦と主婦につき従う者たちが先に降りて、もとの位置に戻ります。主人は、香炉を置いた卓（台）の前まで行き、神霊をまねきよせ、笏をさしはさみ、お香を焚いて、二度おじぎし、少しだけ下がって立ちます。執事は、手を洗い、手をぬぐい、上に登り、瓶をあげ、酒を注に満たします。一人が注（水さし）をささげ持ち、主人の右側まで行き、他の一人は盞盤（杯と皿）をささげ持ち、主人の左側まで行きます。主人はひざまずき、執事も全員がひざまずきます。主人は注を受け、酒をくみ、注（水さし）を返して盞盤（杯と皿）を取り、これをささげ持ちます。左に盞（杯）をとり、右に盤（皿）をとり、茅の上にそそぎます。盞盤（杯と皿）を執事にあずけ、笏を出し、うつむき伏してから起き上がり、少し下がって二度おじぎし、降りてもとの位置に戻ります。それぞれの位置にいる人たちと一緒に二度おじぎし、神を参ります。主人は上に登り、笏をさしはさみ、注（水さし）をとり、酒をくみますが、正位を先にし、禰位（一緒にまつられているもの）を次にします。次に最初に生まれた男子に命じ、禰位のうち下位のものに酒をくませます。それから主婦が上に登り、茶盞（茶杯）をとり、執事は湯の入った瓶を持って主婦につき従いますが、茶をつぐときは前のおり（正位を先、禰位を次）にします。成人した長女もしくは最初に生まれた女子に命じ、これも同じように（禰位のうち下位のものに酒をつがせ）させます。子女と執事が先に降りて、もとの位置に戻ります。主人は笏を出し、主婦と一緒に香炉を置いた卓（台）の前に分かれて立ち、東西に二度おじぎし、またもとの位置に戻ります。それぞれの位置にいる人たちと一緒に二度おじぎし、神に挨拶をして退きます。冬至のときには、始祖を祭って終わります。その礼の行い方は、以上に紹介した儀式と同じようにします。望日（十五日）は、酒を用意せず、神主（位牌）を出しません。主人は茶をつぎ、最初に生まれた男子が補佐し、先に降ります。主人は、香炉を置いた卓（台）の南に立ち、二度おじぎして降ります。その他は、先に紹介した作法のようにします。準礼（のっとるべき礼法）として、舅が没したときには、姑老は祭祀に参加しません。さらに、こう言われています。長男以外の子は祭りません。ですから、今は、もっぱら正妻が産んだ宗子（一族の代表者）の夫婦が主人、主婦となり、その母と諸父母（父の兄弟姉妹）、兄、兄嫁がいるときには、前方

に特別の位置を以上のように用意します。およそ正装について言うと、仕官しているときには、幘頭（冠）、公服（官服）、帯、靴、笏です。進士（仕官の資格をもっている人）であるときには、幘頭、襦袢（すそべりのついた服）、帯です。処士（有能だが仕官しない人）であるときには、袴頭、皂衫（黒い服）、帯です。無官（仕官していない人）は、相子、衫（薄手の服）、帯を一般的に使っていますが、そろえられないときには、深衣（礼服）か涼衫（裏地のついていない白い服）を使います。有官（仕官している人）も、同じように帽子などを一般的に着用しますが、ただ正装をつくりません。婦人はと言うと、假髻（かつら）、大衣長裾（すその長い礼服）です。未婚の女性は、冠子（女性用の冠）、背子（女性の礼服）です。側室たちは、假髻、背子（女性の礼服）です。

世俗の節（節句）はと言うと、その時期の食べ物を献じます。〔節とは、たとえば清明、寒食、重午、中元、重陽などのことです。およそ田舎の世俗で尊んでいるものは、食べ物では角黍（ちまき）ですが、およそその節句で尊んでいるものは、大盤（大皿）を使って献じ、すき間には蔬果（青物と果物）を使います。礼法は、正至（朔望の前日）や朔日（1日）の作法のようにします〕。

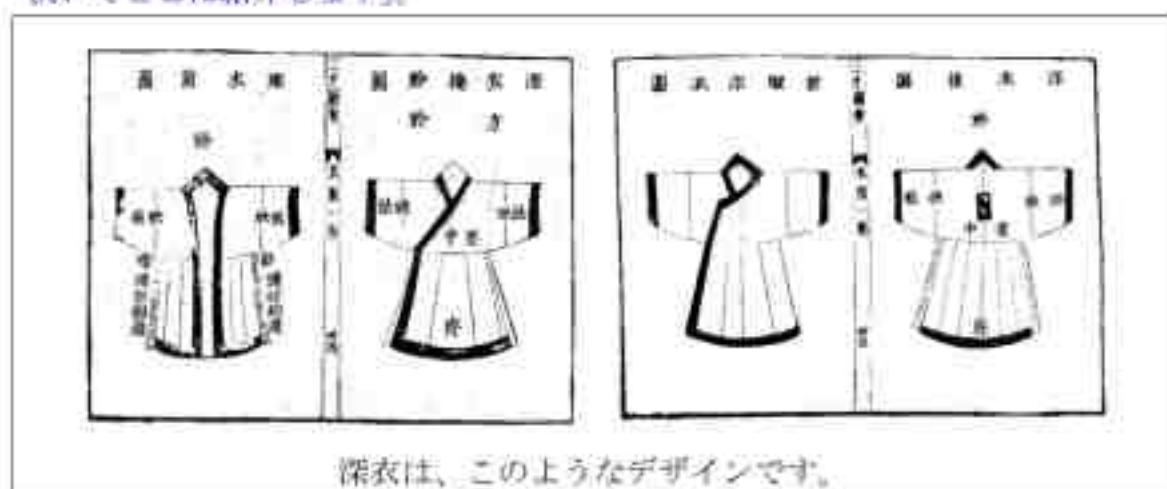
なにかあったときには、告げます。〔正至、朔日の作法と同じようにします。ただし茶と酒を献じ、二度おじぎして終わります。主婦が先に降りて、もとの位置に戻ります。主人は、香炉を置いた卓（台）の南に立ちます。祝（祝詞をあげる人）は版（記録用の板）をとって、主人の左側に立ち、ひざまずいて版を読みます。終われば、起き上がります。主人は二度おじぎし、降りて、もとの位置に戻ります。その他は、いずれも同じです。官職を与えられたとき、祝版（祝詞をはりつける板）は、次のようになります。「維年歳月朔日、子孝某某官某、敢昭告皇某親某官封諡府君、皇某親某封某氏某、以某月某日、蒙恩授某官、奉承先訓、獲誥祿位、余慶所及、不勝感慕、謹以酒果、用伸虔告、謹告」。降格されたときには、「貶某官、荒墜先訓、皇恐無地、謹以」と言い、後は同じです。もし弟子（年少者）であれば、「某之某某」と言い、後は同じです。追贈（生前の功績に応じて官位などを与えること）があったときには、贈られる対象の位牌がある龕に告げるにとどめ、別に香炉を置く卓（台）を龕の前に用意して、さらに一つの卓（台）を龕の東に用意し、その上に浄水（きれいな水）、粉盞（粉の皿）、刷子（ブラシ）、碗、墨、筆を置きます。その他は、いずれも同じです。ただ祝版は、次のようになります。「奉某月某日制書、贈皇某親某官、皇某親某封某、奉承先訓、竊位於朝、祇奉恩慶、有此褒贈、祿不及養、摧咽難勝、謹以」。後は同じです。もし仕事によって特別に贈られるときには、別に文をつくって、その内容を書きつけます。告げ終われば、二度おじぎします。主人は、進んで神主（位牌）をささげもち、卓（台）の上に置きます。執事は、古い字を洗い流し、別に粉を塗り、乾くのを待って、字のうまい人に命じて贈

られた官封（官位など）を改めて書きつけさせます。へこんだところは改めません。きれいな水で祠堂の四方の壁をふきます。主人は、神主（位牌）をささげ持って、もとの所に置き、それから降りてもとの位置に戻ります。後は同じです。主人に正室の産んだ長男ができたときには、十五夜の日には祠堂に挨拶に行きます。上記の作法のようにします。ただし祝（祝詞をあげる人）を使わないで、主人が香炉を置くための卓（台）の前に立ち、次のように告げて言います。「某之婦某氏、以某月某日生子、名某、敢見」。告げ終わったら、香炉を置いた卓（台）の東南に立ち、西に向きます。主婦は、子を抱えて進み、二つの階の間に立ち、二度おじぎします。主人は、それから降りてもとの位置に戻ります。後は同じです。冠（成人式）と婚（結婚式）については、別に篇にあります。およそ祝版（祝詞をはりつける板）を読みあげる人は、版の長さが1尺、高さが5寸のものを使い、紙を使って文を書き、版の上にくっつけ、終われば掲げて燃やします。その首尾は、すべて前のようにします。ただ皇高祖考（曾祖父の父の尊称）、皇高祖妣（曾祖父の母の尊称）においては、「孝元孫」と自称します。皇曾祖考（曾祖父の尊称）、皇曾祖妣（曾祖母の尊称）においては、「孝祖孫」と自称します。皇祖考（祖父の尊称）、皇祖妣（祖母の尊称）においては、「孝孫」と自称します。皇考（父の尊称）、皇妣（母の尊称）においては、「孝子」と自称します。官（官位）、封（爵位）、諡（諡号）をもっているときには、すべてこれを称します。ないときには、生前の続柄を呼び名とし、「府君（死んだ父や祖父などの尊称）」の上に加えます。妣（死んだ）は「某氏夫人」と言います。およそ自称は、宗子（一族の代表者）でなければ「孝」をつけません。以上のように出来事を告げるときの祝（祝詞をあげる人）は、四つの龕をあわせて一つの版（記録用の板）をつくり、自称は告げる相手のなかで最高位のものに合わせます。正位（正式にまつられている位牌）に告げるとどめ、副位（一緒にまつられている位牌）には告げません。茶と酒はと言うと、いずれも用意します。

水害、火事、盗賊があったときには、先に祠堂を救い、神主（位牌）、遺書を避難させ、その次に祭器を避難させ、それから家財を避難させます。世代が交代したときには、位牌の記入内容を書きなおして、まつられている場所を順次に動かします。[書きなおすこと、場所を動かすことについては、その礼法が「喪礼」篇「大祥」章に見られます。大宗の家は、始祖との親族関係が終わったとき（始祖の続柄が高祖より上位になったとき）には、その神主（位牌）を墓所に収蔵します。かくして、大宗はやはりその墓田をとりしきり、そうして墓での祭祀をつつしんで受け継ぎ、年ごとに宗人（一族の者）一人をひきつれて祭り、百世代にわたって改めません。始祖から下の祖先についても親族関係が終わったとき（始祖の続柄が高祖より上位になったとき）、そして小宗の家におい

て高祖との親族関係が終わったとき（高祖の統柄が高祖より上位になったとき）には、その神主（位牌）を動かして埋葬します。その墓田はと言うと、一族の各位が交代でつかさどって、年ごとにその子孫一人をひきつれて祭り、これも百世代にわたって改めません】。

第2章 深衣制度（礼服の制度）【この章は、もともとは「冠礼」篇の後にありました。今、前の章にその文があり、さらに平日の普段着ですので、前の章に次いでここに紹介します】。



布切れは、白くて細い布を用品。物差しは、指尺（指を基準して長さを測ること）を用品。【中指の真ん中の関節が一寸となります】。



衣は全部で4幅であり、その長さは脇を過ぎ、下は裳（腰のところに巻きつけて垂らす布）に属します。【布2幅を使い、中は折り曲げ、下は垂れ下げ、前後あわせて4幅となります。今の直領衫（えりくびが直線的になっている薄手の上着）みたいなものですが、ただ腋（わき）の下を裁断しません。その下は脇を過ぎて、裳のところに属します。およその長さは7尺2寸で、幅ごとに裳3幅が属します】。裳は、12幅にわたり、上は衣に属し、その長さは踝（くる

ぶし)に及びます。[布6幅を使い、幅ごとに裁断して2幅とします。両端のうち一方は広くし、もう一方は狭くします。狭いほうは、広いほうの半分になるようにします。狭いほうを上にして、それを二つ並べて縫い、そうして衣に属させます。その衣に属しているところは、およその長さが7尺2寸で、3幅ごとに衣1幅に属させます。その下のあたりは踝のところまで及び、およその長さは4尺4寸です]。袂(たもと)を丸くします。[布2幅を用い、それぞれ真ん中はそれを折り曲げ、衣の長さのようにし、衣の左右に属して、その下に縫い合わせ、そうして袂をつくります。その本来の広さは、衣の長さのようにして、これをだんだんと丸くしていき、そうして袂のあたりにきたときには、その直径が1尺2寸の円形になるようにします]。領(えりくび)を方形にします。[両方の襟(えりもと)がお互いに覆いあうようにし、衿(えり)が腋の下にあるようにしたときには、両方の領(えりくび)がおのずと方形になります]。裾(すそ)を曲線的にします。[布1幅を使い、裳の長さのようにします。これをわたして裁断し、裳の制式のようにします。ただ先端が広いほうを上向にし、布のへりを外向きにし、左側はその右側を覆い、こもこも映えあうようにし、これを垂らし、蕨のしっぽのような形状にします。さらに内側の両脇の3分の2の下を少し裁断し、だんだん魚の腹のようになるようにしていき、末は鳥のくちばしのようなようになるようにしていき、内に向かって裳の右脇に綴ります]。縁を黒くします。[縁は、黒い絹を使います。領(えりくび)は、表と裏がそれぞれ2寸です。袂の口のところ、裳の側面のところは、表と裏がそれぞれ1寸半です。袂の口のところの布の外は、この縁の広さを別にします]。



大帯=ベルトです

大帯を巻きます。[帯は、白い絹を使います。広さは4寸で、これを挟んで縫います。その長いほうは腰のまわりをめぐらせて前で結び、再度これをまわして両耳をつくり、そこでその余りを垂らして紳(太い帯)とします。下は裳と整うようにします。黒い絹を使ってその紳を飾り、また広さが3分の五色の細いひもを使って、その互いに結ばれているところをまとめます。長さは、紳と整うようにします]。

緋冠(黒い冠)をかぶります。[紙を糊づけして、冠の武(冠をまくもの)をつくります。高さは1寸ばかり、広さは3寸、裏は4寸です。上に5梁(5本の筋状のもの)をつくり、広さは武の裏のようにして、長さは8寸です。跨(こ)のてっぺんの前後は、武の下にくっつけます。その両端を折り曲げ、それぞれが半寸になるようにし、外から内に



緋冠

向かって、これを黒の漆で塗ります。武の両脇の半寸より上は、瘻（穴）をあけて笄（たばねた髪をとめるかんざし）を受けるようにします。笄は齒や骨を使い、およそ白いものにします。

幅巾（頭を包む布）をかぶります。〔6尺ばかりの黒い布を使い、中は折り曲げます。右側は折り曲げたところに付けて横のえりさきをつくります。左側は反対向きに折り曲げ、えりさきから左に4から5寸のところで左向きに縫い、丸く曲げて下におろし、左側面に沿って両方の末に至るようにします。また反対向きにしたところは余った絹を縫い、これを裏向きにさせ、そうしてえりくちを額の前の裏に当たるようにし、両耳の横に至るようにし、それぞれ一本の帯を結びます。その帯の広さは2寸、長さは二尺で、頭巾の外から、てっぺんの後ろをすぎ、お互いに結んで垂らします〕。



幅巾

黒履（黒い靴）をはきます。〔靴の頭と縁の飾りは白くします〕。



黒履

第3章 司馬氏居家雜儀。〔この章は、本来は「婚礼」篇の後にありました。今、これを考えてみますに、ふだん家において行うことであり、倫理を正し、恩愛を篤くするための手段について、その根本はすべてここにあります。

必ずこれを実行できて、はじめてその儀章度数（いろいろな作法）も見ることが出てきます。そうでなければ、節文（身のこなしの適切さ、見ばえの美しさ）が、たとえそろっても、根本も実質も身につきません。これは君子（りっぱな人）が尊ぶものではありません。ですから、これも最初の篇にならべ、この本を参照する人が優先すべきことを知らせることにしました〕。

およそ家長となれば、必ず礼法をつつしんで守り、そうして多くの子弟と家族を平和に治めます。一族に分けるとときには、職務を与えます。〔一族に食料倉庫、厩舎、倉庫、台所、資産運用、田圃の類を分担させることを言います〕。一族に授けるときは、仕事を与えます。〔ふだん努力すべき仕事と緊急の仕事と言います〕。かくしてその成功を求めます。財産の使い方が節度になつたものになるようにコントロールし、収入を計算して支出をするようにし、一族の各家庭の貧富を計って分配します。上下の衣食と冠婚葬祭の費用は、すべて等級を決めておいて、均一でないことがないようにします。むだな出費を節約し、ぜいたくを禁止し、つねに少しばかりの余裕があるようにし、そうして思いもがけない出費に備えます。

およそ目下や幼児は、物事の大小に関係なく、独断で実行できないようにし、

必ず家長に相談して指示を受けるようにさせます。『易経』に「家族は、厳しいリーダーをもっている。父母のことである」とあります。上に厳しいリーダーがいるのに、その下の者はすぐに実行し、自分の思いどおりにして、顧みないなんてあるのでしょうか。たとえ父母ではなくとも、そのときの家長たる者は、これまた相談して指示を受けてから実行するようにさせるべきです。そうすれば、号令が一人から出るようになり、家の運営もようやく治まるようになります。]

およそ子たる者、婦人たる者は、私財を蓄えてはいけません。俸禄そして田地と宅地の収入は、ことごとく父母、舅姑（夫の父母）のものにします。使うにあたっては、お願いしてから使います。私的に借りたりしませんし、私的に与えたりしません。『礼記』「内則」に、こうあります。「子と婦人は個人的な金銭をもたず、個人的な貯蓄をもたず、個人的は道具をもたず、個人的に借りず、個人的に与えません。婦人がときとして飲食物、衣服、布帛（織物）、佩褄（装飾用の長い布）、菑蘭（香草）を贈られたときは、受け取って諸舅姑（夫の父母たち）に献じます。舅姑がこれを受けとったときには、新しく贈られたかのように喜びます。もし返却されたときには、受け取りを辞退します。辞退について命を得られないときには、新たに贈られたかのように喜んで受け取り、これを收藏して同じものがなくなるのを待ちます〔なくなったとき取り出して使ってもらいます〕。鄭康成は「舅姑のものがなくなるのを待つということです。命を得られないとは、許されないということです。」と語っています。さらに「婦人がもし自分の親族や兄弟をもっていて、なにかを与えようとするときには、必ず前の贈り物を改めてもらうことをお願いしてから、それを与えます」と語っています。そもそも人の子の身体は、父母から与えられた身体です。身体ですら自分の所有ではないのですから、私財を所有できると言えるのでしょうか。もし父と子が財産を別にし、互いに貸し借りするときには、子が富んで父母が貧しくなることがあり、父母が飢えて子が満腹になることがあります。賈誼の言うところの「父の糶組（鋤）を借り、徳のある顔つきをすることを考える。母は箕（ちりとり）と箒（ほうき）を取り、立って諄語する（責めののしる）。不孝、不義について、これほど甚だしいものはない。（風俗の退廃を表現したもの）」といったことになります。菑の音は、「昌改の切」となります。糶の音は、憂です。諄の音は、碎です。]

およそ子が父母につかえるとき〔孫が祖父母に仕えるときも同じ〕、婦人が舅姑（夫の父母）につかえるとき〔婦人が義理の祖父母につかえるときも同じ〕、天が明るくなろうとしたら、みんな起き、盥（音は管で、手を洗うこと）をし、漱（うがい）をし、櫛〔音は「阻瑟の切」で、頭をとくこと〕をし、總（髪を束ねるもので、今の髪づつみ）をつけます。冠と帯を身につけます。〔成人男性

は、帽子、衫（着物）、帯で、婦人は、冠子（女性用の冠）、背子（女性の礼服）です。味爽（天の明暗がいきりまじっているとき＝薄暗いとき）、父母、舅姑のところに行って、気分を訪ねます。〔丈夫（成人男子）が声をかけて挨拶し、婦人は幸福を願う言葉を言います。かさねて従者に「夜がきてから、安否はいかがであったか」を問います。従者は、安らかでしたと言ったら、退きます。あるいは安らかでないところがあったときには、従者はここで告げます。以上は、礼で言うところの「晨省」です〕。父母、舅姑が起きたら、子は薬となるものを差し出します。〔薬となるもの、それは身体に関わる重要な務めであり、人の子がみずから計量し、調合し、提供すべきもので、ただ下僕にゆだねるだけではいけません。ひょっとしてもし誤りがあれば、その害悪ははかりしれません〕。婦人は晨羞（経食）をととのえます。〔晨羞は、俗に言う点心です。『易経』は「在中饋」と言っています。『詩経』は「惟酒食是議」と言っています。およそ飲み物と食べ物を料理するのは、婦人の職務です。最近の婦女は、おごり高ぶって尊大にかまえ、みな台所に入ろうとせず、今は好き勝手して包丁をとろうとしませんが、これも調査、監視し、務めて心が清くて行いが潔いようにさせるべきです〕。ともにととのえ終わったら、退き、それぞれがそれぞれの仕事をします。食べようとするとき、婦人は家長に要望を尋ね〔家長とは、父母、舅姑、場合によってはその時の家長を言います。目下や幼児は、それぞれが好き勝手に要望をできないようにします〕、要望があれば退き、ととのえて差し出します。尊長（目上の人）がハシをあげ、子や婦人はそこでそれぞれ退いて食事を始めます。丈夫（成人男子）と婦人は、それぞれ食事をよそに用意し、年長者と年少者の序列に従って座り、その飲食は必ず均一にします。幼児はさらによそで食事をし、これもまた年長者と年少者の序列に従って席につき、男は左に座り、女は右に座ります。夕食になったときも、以上のようにします。夜になり、父母、舅姑が寝ようとしているときには、安らかに寝られるように寝床を用意して退きます。〔丈夫（成人男子）が声をかけて挨拶し、婦人は安らかに寝られることを願う言葉を言います。以上は、礼で言うところの「昏定」です〕。家にいて何事もないときには、父母、舅姑のところにひかえておきます。容貌は必ずきちんとし、なにかするときには必ず慎重に行うようにします。発言と応対は、必ず気持ちを落ち着け、声をやわらげるようにします。出入と起居は、必ず慎重にサポートするようにします。父母、舅姑のそばでは、泣いたり、つばをはいたり、騒いだり、大声を出したりしないようにします。父母、舅姑が座るように言わなければ、座りません。退くように言わなければ、退きません。

およそ子が父母から命じられたことは、必ずメモして身につけ、スケジュールを調整して速やかに実行します。その用事が終わったときには、すぐに報告に行きます。場合によって、命じられたことに実行できないところがあるとき

には、表情を和らげ、声を柔らかくし、是非と利害を説明して不可能であることを申し上げ、父母の許しを待ちます。許しを得てから、変更します。もし許されず、とりあえず命じられたことに大きな害がないなら、これまた自分の意思を曲げて父母に従うべきです。もし父母の命じたことを間違いだとして、自分の意志をそのまま実行するなら、執行したことがすべて正しくても、ちょうど素直でない子となるようなものです。ましてや執行したことが正しくなかった場合は言うまでもありません。

およそ父母に過ちがあれば、気持ちを落ち着け、表情をやわらげ、声を柔らかくし、そうして諫めます。諫めても聞いてもらえないなら、いっそう父母を敬い、いっそう父母に孝行をつくし、父母に喜ばれたときには、また諫めます。喜ばれなくとも、地域社会において罪を犯すことになるくらいなら、諫めるようにします。父母が怒り、喜ばないで、血が流れるほど襷で打たれても、憎んだり、怒んだりせず、いっそう父母を敬い、いっそう父母に孝行をつくします。

およそ人の子弟たる者は、富貴によって父兄、宗族（一族）に加えてはいけません。[ここで言う「加える」とは、その富貴をたのんで尊大になり、目下や幼児としての礼に従わないことです]。

およそ人の子たる者は、外出するときは必ず報告し、戻って来たら必ず挨拶します。お客様が来れば、あえて正廳（客間）に座りません [お客様が来れば、書院（書斎）に座ります。書院がないときには、廳（客間）の横のほうに座ります]。昇降は、東階からはしません。乗馬や下馬は、廳（客間）に向かないようにします。およそ物事は、その見ばえを自分の考えで決めないようにします。

およそ父母、舅姑が病気のときは、子は理由もなくそばを離れず、みずから薬餌（薬と栄養のある食べ物）を調理し、味見して、これを差し出します。父母が病気のときは、子の様子は満足も余裕もありません。冗談も笑いもありません。宴会も遊びもありません。その他のことを捨て置いて、医者の出迎え、処方の確認、薬の調合に集中して務めます。病気がおさまれば、最初に戻ります。[『顔氏家訓』に「父母に病気があれば、子は医者にあつちして薬を求めます。思うに医者は身内の生死に関わることから、どうして医者に対して尊大にかまえたり、粗略にあつちたりできるでしょうか」とあります]。

およそ子は父母につかえるにあたり、父母が愛しているものは、自分も愛すべきです。敬っているものは、自分も敬うべきです。犬や馬に対しても、ことごとく同じようにします。そして、人に対して同じようにすべきなのは言うまでもありません。

およそ子は父母につかえるにあたり、その心を楽ませ、その意思に逆らわず、その耳目を楽ませ、その寝床を安らかなものにし、その飲食をととのえて真心をこめて父母を養います。幼少の者が年長の者につかえる場合、目下の

者が目上の者につかえる場合も、すべて以上を手本にします。

およそ子や婦人が、敬が不十分であったり、孝が不十分であったりするとき、いきなり憎み嫌ってはいけません。しばらくは子と婦人に教えます。もし教えても意味がないとき、そうなってから子と婦人を怒ります。もし怒っても意味がないとき、そうなってから子や婦人を細い棒で打ちます。いくら細い棒で打っても、最後まで改まらないときは、子は勘当し、婦人は離縁します。しかしながら、それでも子や婦人が非礼であったことは明言しません。子はその妻をととてもよいと思っても、父母が喜ばないなら、離縁します。子はその妻をよいと思わなくても、父母が「この嫁は自分たちをととても大切にしてくれる」と言うなら、子は夫婦の礼を行い（つまり、夫婦としてきちんとやっていき）、死ぬまで夫婦の仲をよくしていきます。

およそ宮室（住まい）は、必ず内外をきっぱりと分けます。深宮（プライベートスペース）は門を固くし（自由に出入りができないようにし）、内外は井戸を別にし、浴室を別にし、便所を別にします。男性は外のことを管理し、女性は内のことを管理します。男子は理由がなければ昼に私室におらず、婦人は理由がなければ中門をうかがいません（すなわち外の様子をうかがいません）。男子は夜に外出するときは灯火をもっていき、女子は理由がなければ中門を出ず、必ずその表情を覆い隠します。【たとえば蓋頭（頭巾）や面帽（マスク）の類です】。下男は修繕の必要性や大きな事故【水害、火事、盗賊の類を言います】がないときは、中門に入りません。中門に入ってきたときは、婦人は必ず下男を避けます。避けようがないときも【これも水害、火事、盗賊の類があったときを言います】、その顔を必ず覆い隠します。【若い下女も、同じようにします】。鈴下（護衛）や蒼頭（召使）は、ただ内外の伝言を伝達したり、内外の物品を運搬したりするのをつかさどるだけで、堂室（表座敷と奥座敷）に登ってはいけませんし、庭所（台所）に入ってはいけません。

およそ卑幼（目下の人）は尊長（目上の人）に対して、朝には調子を尋ね、夜には寢床をととのえます。【丈夫（成人男子）が声をかけて挨拶し、婦人は幸福を願う言葉を言います】。座っていて、尊長（目上の人）が通ったときには、起き上がります。外出して道ばたで尊長に出会ったときには、下馬します。尊長（目上の人）に会わないことが二晩以上であったときには、二度おじぎします。五晩以上であったときには、四度おじぎします。冬至、元旦の挨拶をするときは、六度おじぎします。朔望（1日と15日）の挨拶をするときは、四度おじぎします。およそおじぎの回数については、そのとき尊長が少なくてもよいとして止めるように言ったときには、尊長（目上の人）の命令に従います。わが家に同居し、宗族（一族）がととても多いときは、冬至、正月、朔望に堂（表座敷）上に集まります。【このとき南向きの堂を仮設します。もし家屋のつくり

が異なるなら、そのときに最適な方法をとります。丈夫（成人男子）は左におり、西から登ります。婦人は右におり、東から登ります。[左右は、家長の左右を言います]。全員が北に向き、ともに一列をつくり、それぞれが年長者と年少者の序列に従って並びます。[婦人は夫の序列に従って、自分の序列に従いません]。ともに家長におじぎして、終われば、長兄が門の左に立ち、長姉が門の右に立ち、全員が南に向きます。弟たちと妹たちが序列に従っておじぎし、終われば、それぞれ列に並びます。丈夫（成人男子）は西に登り、婦人は東に登り、ともに卑幼（目下の人）のおじぎを受けます。[宗族（一族）が多いことから、もし各人がおじぎするときには、非常に煩雑、面倒であるので、一緒に並んで共におじぎを受けるのです]。おじぎを受け終わったら、先に退きます。後輩（目下の人たち）は門の東西（男は西、女は東）に立ち、（自分より後輩の者に対して）先輩（目上の人たち）と同じようにします。もし卑幼（目下の人）が遠方よりやってきたばかりで、尊長（目上の人）に会うとき、三人以上の尊長（目上の人）が同居しているなら、まず共に二度おじぎし、寒暖のことを言い、起居の調子について尋ねます。それから次、その次と同じように挨拶して、そこで終わります。[朝と夜に声をかけて挨拶し、朝には幸福を願う言葉を言い、夜には安らかに寝られるように寝床を用意します。もし三人以上の尊長が同居しているなら、そのうちの三人に挨拶して終わります。その理由は、すべて煩雑を避けるためです]。

およそ女婿（娘の夫）と外甥（男性サイドからみて他家に嫁いだ姉妹が産んだ男子）のおじぎを受けるときは、立って支えます。[支えるとは、杖を脇の下に入れて体を支えることです]。外孫（他家に嫁いだ娘の産んだ子）はというと、立って受けてもかまいません。

およそ季節の節目や臨時の家での宴会は、家長に長寿を祝う言葉をたてまつり、卑幼（目下の人）はきれいに着飾り、序列に従って立ちます。それは、朔望の儀式のときと同じようにします。まず二度おじぎし、子弟のなかで最も年長の者が一人、代表として家長の前に進んで立ちます。年少者の一人が笏をさしはさみ、酒盞（酒の皿）をもって、年長者の左に立ちます。年少者のもう一人が笏をさしはさみ、酒注（酒をつぐための水さし）をもって、年少者の右に立ちます。代表者は、笏をさしはさみ、ひざまずいて、酒をつぎ、祝いの言葉をかけて、「某官の五福（長寿、富裕、無病息災、道徳を楽しむこと、天命を全うすることの五つの幸福）をそなえ、一族を保ち、家をほどよい状態にされんことを伏して願う」と言います。尊長（目上の人）が飲み終わったら、年少者に酒盞と酒注を受け取らせ、もとの場所に返します。代表者は笏を出し、ひれ伏し、起き上がり、退きます。卑幼（目下の人）の全員と一緒に二度おじぎします。家長は卑幼（目下の人）たちに座るように命じ、卑幼（目下の人）たち

は全員が二度おじぎして座ります。家長は従者に命じて、卑幼（目下の人）たちの全員に返杯させます。卑幼（目下の人）たちは全員が起き上がり、前のように序列に従って立ち、そろって二度おじぎします。座について飲み終わったら、家長は服を着替えるように命じます。卑幼（目下の人）たちは全員が退き、普段着に着替え、戻ってきて席につきます。

およそ子がはじめて生まれ、もし子のために乳母を求めるときは、必ず良家の婦人で、ややおだやかで、つつましい人を選ぶようにします。[乳母が不良であると、ただ家法をだいなしにして乱してしまうだけでなく、そのうえ育てさせている子の性行も乳母のように不良にさせてしまいます]。子が食べられるようになったら、子を養うにあたり、右手を使うように教えます。子が話せるようになったら、唱喏（返事の仕方）、万福（朝の挨拶）、安置（夜の挨拶）を教えます。やや知恵をもってきたときには、尊長（目上の人）に対してきちんとした態度をとり、敬うように教えます。目上と目下の序列や年長と年少の序列をわかっていない者がいたときには、厳しく叱り、序列に従わないことを禁じます。[昔は胎教をしていました。ましてや生まれたあとに教育すべきことは、言うまでもありません。子がはじめて生まれ、まだ知恵がないときは、もちろんすべて礼を教育しました。ましてや知恵をもつようになったときに礼を教育すべきことは、言うまでもありません。孔子は「幼児の状態は天性のようなものであり、習慣が自然のようにする」と言っています。『顔子家訓』は「教える婦人がきたとき、教えられる子はいとけないものである」と言っています。ですから、その始めにおいては、知恵をもつようになったら、目上と目下の序列や年長と年少の序列を教えないわけにはいかないのです。もし父母に乱暴なことを言ったり、兄や姉に乱暴なことをしたりしたとき、父母が叱って禁じることをせず、かえって笑って「元気があってよい」みたいな感じで肯定するなら、その子は善悪を判別できないまま、礼としてすべきことを判別できないままになってしまいます。そのまま成長し、習慣が性格となってしまうと、怒って乱暴を禁じても、もはや制することができません。ここにおいて父は子を憎み、子は父に怒り、ひどいことを平気でするようになり、目上に背いて害を与えるようになり、その乱暴がとどまるどころを知らなくなります。思うに父母に深謀遠慮がなく、問題を小さいうちに解決できず、「かわいそうだ」を思っただけで甘やかす、子の悪いところを成長させてしまうので、そうなるのです]。6歳になれば、数【一、十、百、千、万を言います】と方向の名称【東、西、南、北を言います】を教えます。男子は字を書く練習を始め、女子は女工（女性としての手仕事）のうち簡単なものを練習し始めます。7歳になれば、男女は同席せず、一緒に食事をしません。『孝経』『論語』の朗読を始め、女子であってもこれを朗読すべきです。7歳より以下は、子を「孺子（幼児）」と言い、早く寝て早く

起き、季節に関係なく食べます。8歳になれば、門戸を出入りすることと席について飲食することは、必ず年長者の後に従うようにします。子を教育し始めるにあたり、清廉さと謙虚さを教育します。男子は『尚書』を朗読し、女子は中門を出ません。9歳になれば、男子は『春秋』とさまざまな歴史書を朗読します。最初には子のために解説してあげ、その内容を理解させます。女子も、その子のために『論語』『孝経』そして『列女伝』『女戒』の類を解説してあげ、その主要なポイントをあらかじめ理解させます。[昔の賢い女性は、図書や歴史をみて自分の模範としないことはありませんでした。たとえば曹大家の一家は、全員が古典を研究する学問に精通し、議論が公明正大でした。今の人も、場合によっては女子に詩歌の作り方を教え、世俗の音楽のやり方を教えていますが、まったくよろしいものではありません]。10歳になれば、男子は外の先生について、外で寄宿するようにします。『詩経』『礼経』、注釈書を朗読し、その子のために解説し、仁・義・礼・智・信を知らせます。これ以降は、『孟子』『荀子』『揚子』を読むことができ、いろんな書物を広く読むことができます。およそ読む本は、必ず詳しくてポイントをおさえているものを選んで、それを読みます。[たとえば『礼記』『学記』『大学』『中庸』『楽記』の類です。その他の書は、これを手本にして選びます]。その異端（正統ではないもの）で、聖賢（聖人や賢人）のものではない著作や注釈書は、これを禁じるべきで、みだりに見させて、その志を惑わし乱すことがあってはなりません。書物を見て、すべてに通じてから、はじめて文辞（作文や作詩）を学ばせることができます。女子はと言うと、教えるにあたり、婉婉（おとなしく素直であること）[婉の音は、晩です。婉婉とは、従順である様子です]、聴従（上の者の命令に従うこと）、そして女工（女性としての手仕事）のうち本格的なものを内容とします[女工とは、養蚕の仕事、紡績や織物、裁縫、そして料理を言います。これはまさしく婦人の仕事であるだけでなく、あわせて衣食を得ると言うことがどれだけ難しいことであるのかを知らせ、思いのままにぜいたくをしようとさせないためのものです。組み紐、華やかな装飾のほどこされたものについても、必ずしも練習させません]。いまだ冠笄（成人）していない人は、質明（夜明け頃）になって起き、總角（髪を頭の両側に束ねること）、顴面（顔を洗うこと）をして[顴の音は、悔です。洗面のことです]、尊長（目上の人）に会います。年長者の従者となっている人は、祭祀のときには酒食を持って手伝います。もしすでに冠笄（成人）しているときには、その全員に成人としての礼を行わせ、二度と子どもと言ってははいけません。

およそ家事や仕事を手伝う使用人や世話係は、最初の鶏が鳴いたとき（早朝）、全員が起き、髪をすき、髪をたばね、手を洗い、齒を磨き、服を着ます。男の使用人は、前庭と庭園を掃除します。鈴下（護衛）や蒼頭（召使）は、中庭を

掃除します。女の使用人は、堂室（表座敷と奥座敷）を掃除し、イスとテーブルを用意し、手洗い、歯磨き、整髪、洗面の道具をならべます。主父（だんな）と主母（女主人）が起きたときには、拂牀（寝床をはらうこと）と饗食（夜具をたたむこと）をし【饗の音は、塙です。着るものを畳むことです】、左右に待機して立ち、そうして命令があるのを待ちます。退いてから飲食物をととのえ、時間があいたときには、洗濯し、裁縫しますが、みんなのことを優勢して自分のことを後回しにします。夜になったときには、また拂牀をし、展食（夜具をしくこと）をします。昼間には、家事や仕事を手伝う使用人や世話係は、主人の命令をよく聞いて、それぞれ仕事に従事し、そうして主人のためにいろんな労役をこなします。

およそ下女のうち、同輩【兄弟に使用される下女のことで】は年長者を姉（あねさん）と呼び、後輩【側室の子たちのところで使用される下女のことで】は先輩を姉（おばさん）と呼びます。『礼記』「内則」に「たとえ身分の低い使用人であっても、衣服や飲食は必ず年長者に次いだものにします」とあります。柳康成は「人は身分の高い人も、低い人も無礼であるわけにはいきません。ですから、年長と年少の序列に従わせるのです」と言っています。お互いに仲良くするように務めます。下女のなかでケンカする者がいたとして、主父（だんな）と主母（女主人）はそれを聞いたとき、すぐさま叱ってケンカを禁じます。止まらないなら、これを杖で打ちます。理屈のおらないほうが多く杖で打たれます。止まったり、止まらなかったりは、ただ杖で打つだけでは止まらないものです。

およそ下男のうち、忠信（真心と信義）があつて、安心して任せられる人は、その給料を多くします。家事をうまくこなす才能がある人は、それに次ぎます。だまし取ることばかりに力を入れ、公益に反して私腹を肥やし、何度も盗みをはたらき、権限を乱用して主人を害する人は、追放します。

およそ下女のうち、年季がきて、残ることを望まない人は、自由にしてやります。普通よりも熱心に働いてくれた人は、金品を援助して結婚の面倒をみてやります。だれにでもよい顔を見せてウソをつき、外見を飾りたて悪口をでっち上げ、身内の仲を悪くする人は、追放します。何度も盗みをはたらく人は、追放します。勝手気ままで、つつしみのない人は、追放します。裏切る意志のある人は、追放します。